

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉局（工事）

（健康福祉局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 利用者に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 2月 2日から令和 5年 8月28日まで

2 実施方法

今回の監査では、健康福祉局における令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	253	21	8.3	906	708	78.1
委託	90	9	10.0	386	107	27.7

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

消防用設備等の改善について（維持管理業務）

消防法（昭和23年法律第 186号）によると、防火対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。

「中村保健センター等複合施設消防用設備等点検等委託」では、消防法に基づいて自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備の点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、自動火災報知設備の煙感知器の動作不良及び誘導灯のバッテリー不良など、法令に適合しておらず、改善が必要との報告を受けていたが、速やかに対応していなかった。加えて、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所が見受けられた。

自動火災報知設備などの不良箇所について、関係部署と調整し、速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。

(保健医療課)